

(平成25年2月27日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認函館地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 4件

国民年金関係 1件

厚生年金関係 3件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 52 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 48 年 3 月から 51 年 3 月まで
② 昭和 52 年 1 月から同年 3 月まで

実家はA職で、国民年金保険料は納税組合を通じて、金融機関の預金口座からの引き落としだった。父親は生前、納税組合長であった時期もあり、国民年金保険料を毎年完納していた。

父親は私が 18 歳の時に亡くなったが、私も納税組合に加入し、年金に関心もあったので 20 歳になるのを待って国民年金に加入し保険料を納付してきた。

納税組合に迷惑をかけないようにきちんと納付していたはずなので、未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、3 か月と短期間である上、昭和 51 年 4 月から同年 12 月までの期間及び申立期間②以降の国民年金加入期間の保険料が全て納付されているなど、申立人の保険料に対する納付意識の高さがうかがえることから、申立期間②の保険料は納付されたものとするのが自然である。

一方、申立期間①については、申立人は、20 歳時に国民年金の加入手続を行ったと供述しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿により、昭和 51 年 10 月に払い出されていることが確認できることから、申立人の加入手続はこの頃に行われたものと認められ、当該番号払出時点で申立期間①のうち昭和 48 年 3 月から 49 年 6 月までの期間は時効により保険料納付ができない期間である。

また、申立人は、遡って納付をしたという記憶もなく、申立人にほかに

国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

さらに、金融機関や申立人が名前を挙げている当時の納税組合員への照会を行うも、申立期間①について、保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情は見当たらず、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 52 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、全ての申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年7月15日は72万円に、同年11月25日は8万円に、同年12月10日は120万円に、16年7月12日は72万円に、同年11月25日は7万7,000円に、同年12月10日は116万9,000円に、17年7月1日は70万1,000円に、同年10月25日は7万6,000円に、同年12月2日は120万円に、18年10月31日は11万7,000円に、19年7月10日は75万円に、同年11月16日は12万円に、同年12月14日は125万円に、20年7月10日は75万円に、同年11月14日は12万円に、21年11月24日は8万円に、同年12月24日は125万円に、22年7月15日は75万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年7月15日
② 平成15年11月25日
③ 平成15年12月10日
④ 平成16年7月12日
⑤ 平成16年11月25日
⑥ 平成16年12月10日
⑦ 平成17年7月1日
⑧ 平成17年10月25日
⑨ 平成17年12月2日
⑩ 平成18年10月31日
⑪ 平成19年7月10日
⑫ 平成19年11月16日
⑬ 平成19年12月14日
⑭ 平成20年7月10日

⑮ 平成 20 年 11 月 14 日

⑯ 平成 21 年 11 月 24 日

⑰ 平成 21 年 12 月 24 日

⑱ 平成 22 年 7 月 15 日

全ての申立期間について、A社に勤務し、賞与の支給を受け、当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたので、標準賞与額に係る記録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した賞与の給与明細書及びA社から提出された給与集計表により、申立人は、全ての申立期間において、同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与総支給額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額については、前述の給与明細書及び給与集計表において確認できる保険料控除額から、平成 15 年 7 月 15 日は 72 万円に、同年 11 月 25 日は 8 万円に、同年 12 月 10 日は 120 万円に、16 年 7 月 12 日は 72 万円に、同年 11 月 25 日は 7 万 7,000 円に、同年 12 月 10 日は 116 万 9,000 円に、17 年 7 月 1 日は 70 万 1,000 円に、同年 10 月 25 日は 7 万 6,000 円に、同年 12 月 2 日は 120 万円に、18 年 10 月 31 日は 11 万 7,000 円に、19 年 7 月 10 日は 75 万円に、同年 11 月 16 日は 12 万円に、同年 12 月 14 日は 125 万円に、20 年 7 月 10 日は 75 万円に、同年 11 月 14 日は 12 万円に、21 年 11 月 24 日は 8 万円に、同年 12 月 24 日は 125 万円に、22 年 7 月 15 日は 75 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（平成 22 年 1 月以降にあっては、年金事務所）に届け出ておらず、当該保険料も納付していないとしていることから、その結果、社会保険事務所は、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、全ての申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年7月15日は20万円に、同年11月25日は4万円に、同年12月10日は30万円に、16年7月12日は25万円に、同年11月25日は7万7,000円に、同年12月10日は38万9,000円に、17年7月1日は24万3,000円に、同年10月25日は7万6,000円に、同年12月2日は40万円に、18年10月31日は11万7,000円に、19年7月10日は25万6,000円に、同年11月16日は12万円に、同年12月14日は41万円に、20年7月10日は25万6,000円に、同年11月14日は12万円に、21年11月24日は8万円に、同年12月24日は41万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年7月15日
② 平成15年11月25日
③ 平成15年12月10日
④ 平成16年7月12日
⑤ 平成16年11月25日
⑥ 平成16年12月10日
⑦ 平成17年7月1日
⑧ 平成17年10月25日
⑨ 平成17年12月2日
⑩ 平成18年10月31日
⑪ 平成19年7月10日
⑫ 平成19年11月16日
⑬ 平成19年12月14日
⑭ 平成20年7月10日

⑮ 平成 20 年 11 月 14 日

⑯ 平成 21 年 11 月 24 日

⑰ 平成 21 年 12 月 24 日

全ての申立期間について、A社に勤務し、賞与の支給を受け、当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたので、標準賞与額に係る記録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した賞与の給与明細書及びA社から提出された給与集計表により、申立人は、全ての申立期間において、同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与総支給額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額については、前述の給与明細書及び給与集計表において確認できる保険料控除額から、平成 15 年 7 月 15 日は 20 万円に、同年 11 月 25 日は 4 万円に、同年 12 月 10 日は 30 万円に、16 年 7 月 12 日は 25 万円に、同年 11 月 25 日は 7 万 7,000 円に、同年 12 月 10 日は 38 万 9,000 円に、17 年 7 月 1 日は 24 万 3,000 円に、同年 10 月 25 日は 7 万 6,000 円に、同年 12 月 2 日は 40 万円に、18 年 10 月 31 日は 11 万 7,000 円に、19 年 7 月 10 日は 25 万 6,000 円に、同年 11 月 16 日は 12 万円に、同年 12 月 14 日は 41 万円に、20 年 7 月 10 日は 25 万 6,000 円に、同年 11 月 14 日は 12 万円に、21 年 11 月 24 日は 8 万円に、同年 12 月 24 日は 41 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に届け出ておらず、当該保険料も納付していないとしていることから、その結果、社会保険事務所は、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、全ての申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年7月15日は23万2,000円に、同年11月25日は4万円に、同年12月10日は31万円に、16年7月12日は23万2,000円に、同年11月25日は3万8,000円に、同年12月10日は30万2,000円に、17年7月1日は22万6,000円に、同年10月25日は3万8,000円に、同年12月2日は31万円に、18年10月31日は5万8,000円に、19年7月10日は24万円に、同年11月16日は6万円に、同年12月14日は32万円に、20年7月10日は24万円に、同年11月14日は6万円に、21年11月24日は4万円に、同年12月24日は32万円に、22年7月15日は24万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年7月15日
② 平成15年11月25日
③ 平成15年12月10日
④ 平成16年7月12日
⑤ 平成16年11月25日
⑥ 平成16年12月10日
⑦ 平成17年7月1日
⑧ 平成17年10月25日
⑨ 平成17年12月2日
⑩ 平成18年10月31日
⑪ 平成19年7月10日
⑫ 平成19年11月16日
⑬ 平成19年12月14日
⑭ 平成20年7月10日

⑮ 平成 20 年 11 月 14 日

⑯ 平成 21 年 11 月 24 日

⑰ 平成 21 年 12 月 24 日

⑱ 平成 22 年 7 月 15 日

全ての申立期間について、A社に勤務し、賞与の支給を受け、当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたので、標準賞与額に係る記録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した賞与の給与明細書及びA社から提出された給与集計表により、申立人は、全ての申立期間において、同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与総支給額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額については、前述の給与明細書及び給与集計表において確認できる保険料控除額から、平成 15 年 7 月 15 日は 23 万 2,000 円に、同年 11 月 25 日は 4 万円に、同年 12 月 10 日は 31 万円に、16 年 7 月 12 日は 23 万 2,000 円に、同年 11 月 25 日は 3 万 8,000 円に、同年 12 月 10 日は 30 万 2,000 円に、17 年 7 月 1 日は 22 万 6,000 円に、同年 10 月 25 日は 3 万 8,000 円に、同年 12 月 2 日は 31 万円に、18 年 10 月 31 日は 5 万 8,000 円に、19 年 7 月 10 日は 24 万円に、同年 11 月 16 日は 6 万円に、同年 12 月 14 日は 32 万円に、20 年 7 月 10 日は 24 万円に、同年 11 月 14 日は 6 万円に、21 年 11 月 24 日は 4 万円に、同年 12 月 24 日は 32 万円に、22 年 7 月 15 日は 24 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（平成 22 年 1 月以降にあっては、年金事務所）に届け出ておらず、当該保険料も納付していないとしていることから、その結果、社会保険事務所は、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。